

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを  
盗用・模倣から守ることができます！

### 知財総合支援窓口

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

☎011-747-8256

[Eメール] chizai@jiii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00

[休日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日

# 知財で知る 北海道のチカラ

-vol.3-

株式会社フジワラ  
知財トラブルを未然に防ぎ、唯一無二の商品開発に挑戦する



函館市の道立工業技術センターや北大水産学部と協力して、科学的根拠のある製品づくりを続けている。

産学官共同研究から生まれた第一号商品「スカーリー」(左)、鉄製で環境にやさしい「ワンダー-1」(右)。いずれも漁業や海釣り用のオモリ。



藤原鉄弥社長。フジワラの製品とユニークなネーミングを生み出すアイデアマン。

取材協力  
株式会社フジワラ  
北斗市追分3丁目2-7  
☎0138-48-7788

道 南・北斗市は函館湾や津軽海峡に面した港町で、イカ漁など漁業がさかんな他、クロダイの北限生息地にあたるため釣り人にも人気が高い地域。ここで釣り人や漁業者向けのオモリなどを製造しているのが「株式会社フジワラ」だ。釣りを趣味とする人なら一度は耳にしたことがあるだろう。

フジワラが知財の管理に注力し始めたのは、コピー品があふれる業界でのトラブルからだ。釣具は人件費削減のためにアジア圏で製造されることが多く、技術と情報の流出により形状を真似される例が後を絶たない。さらに同社では、パッケージやロゴマークまで模倣し、あなたもフジワラ製品かのように販売されているコピー品に長年悩まされてきた。実際に韓国で起きた事例では、低品質な製品のパッケージにデザインを使用されてしまい、ハウスマークを変更するという苦渋の決断を下すことになったのだ。

アがすでに商品化されていることも少なくない。この自己衛策のおかげで「フジワラの製品は特許をとっているから真似できない」というイメージが業界に浸透し、コピーされにくい環境を作り上げることにも成功しつつあるという。

「必要な分野を見極めて申請することも大切。知財トラブルは双方にとつていいことはありませんから、知識を身に付け未然に防ぐことが何より肝心なのです」と藤原社長。

地道な努力は、会社やブランドを守るだけではなく、日本の繊細で精巧な技術の価値を高めることにもつながっている。